

公益財団法人 e - とくしま推進財団賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第45条の規定に基づき、公益財団法人 e - とくしま推進財団(以下「財団」という。)の賛助会員(以下「会員」という。)に関し必要な事項を定める。

(会員)

第2条 財団は、財団の目的に賛同し、その事業を支援し、又は協力しようとするものを会員とする。

2 会員は、個人会員と法人会員からなる。

(入会)

第3条 会員になろうとするものは、財団所定の入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会日は、入会申込書記載の日とする。

(会費)

第4条 会員は、毎年度会費を納入しなければならない。

2 会費の年会費は次のとおりとする。

(1) 個人会員 1口 1万円

(2) 法人会員 1口 5万円

3 入会日が10月1日以降の場合においては、当該年度に限り会費を半額とする。

4 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会費の用途)

第5条 前条の会費は、その50%以上を公益目的事業に、他は管理費に使用するものとする。

(会員情報の変更)

第6条 会員は、入会申込書記載の事項に変更が生じた場合は、速やかに財団所定の変更届により通知するものとする。

(退会)

第7条 会員は、財団所定の退会届を提出することにより、いつでも自由に退会することができる。

2 個人会員の死亡又は失踪宣告を受けたとき、又は法人会員が解散したときは、退会したものとみなす。

3 財団は、1事業年度以上年会費が未納の会員に対し、会費納入の督促を行ったにもかかわらずその納入がなされないときは、退会したものとみなすことができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたとき。

(2) 賛助会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

2 前条に規定する理事会においては、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の特典)

第9条 会員は、次の特典を受けることができる。

(1) 財団ホームページによる会員の紹介

(2) 財団が主催する事業への優先参加

(3) その他、諸事業等の情報提供

(4) その他財団が必要と認めたこと

(会員情報の保護)

第10条 財団は、会員情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関連法令等を遵守するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人への移行登記の日から施行する。

2 財団法人 e - とくしま推進財団会員規程は、廃止する。